

令和3年第3回吉田町議会臨時会

吉田町議会会議録

令和3年7月5日 開会

}

令和3年7月5日 閉会

吉田町議会

令和3年第3回吉田町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (7月5日)

| | |
|-------------------------|---|
| ○町長挨拶 | 1 |
| ○開会の宣告 | 1 |
| ○議事日程の報告 | 1 |
| ○会議録署名議員の指名 | 1 |
| ○会期の決定 | 2 |
| ○議案第42号及び議案第43号の一括上程、説明 | 2 |
| ○議案第42号の質疑、討論、採決 | 4 |
| ○議案第43号の質疑、討論、採決 | 5 |
| ○町長挨拶 | 6 |
| ○議長挨拶 | 6 |
| ○閉会の宣告 | 6 |

開会 午前 9時00分

○議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和3年第3回吉田町議会臨時会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本臨時会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（大石 巖君） 開会に当たり、町長から御挨拶をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆様には、6月議会が終わってまだ日がたっておりません。お疲れのところお呼び立てして申し訳なく思っております。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（大石 巖君） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（大石 巖君） ただいまの出席議員数は13名であります。

ただいまから、令和3年第3回吉田町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、本臨時会へ説明員として委任または嘱託され出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大石 巖君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によりまして、1番、福世義己君、2番、楠元由美子君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（大石 巖君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎議案第42号及び議案第43号の一括上程、説明

○議長（大石 巖君） 続いて、会議規則第35条の規定によりまして、日程第3、第42号議案及び日程第4、第43号議案の2議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和3年第3回吉田町議会臨時会に上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の一部改正について1件、補正予算について1件の合計2件でございます。

それでは、各議案の概要につきまして御説明申し上げます。

第42号議案は、吉田町手数料条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことにより、関係する条例に所要の変更を行う内容の条例改正をお認めいただくこととさせていただきます。

第43号議案は、令和3年度吉田町一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

本議案は、令和3年度の吉田町一般会計歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ3,189万1,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ113億4,836万2,000円とする補正予算をお認めいただくこととさせていただきます。

以上が、上程いたします2議案の概要でございます。各議案の詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いします。

初めに、総務課長、お願いします。

総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

総務課からは、第 42 号議案について御説明申し上げます。

議案書の 1 ページ、2 ページ及び参考資料ナンバー 1 を御覧ください。

本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法が改正されたことにより、関係する条例に所要の改正を行うものでございます。

第 1 条の吉田町手数料条例の一部改正は、番号利用法の改正により、個人番号カードの再交付手数料が J-L I S からの受託により徴収へ位置づけが変わることから、別表に規定する個人番号カードの再交付に係る手数料を削る改正を行うものでございます。

第 2 条の吉田町個人情報保護条例の一部改正は、番号利用法の改正に伴い、当該条例第 25 条の 2 で引用する番号利用法の項ずれが生じたこと等により所要の改正を行うものでございます。

第 3 条の吉田町行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正は、番号利用法の改正に伴い、当該条例第 1 条及び第 5 条で引用する番号利用法の項ずれが生じたことによりそれぞれ所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日は本年 9 月 1 日からとしております。

以上、総務課からの 1 議案につきましての御説明でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大石 巖君） 続きまして、財政管理課長、お願いします。

財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

財政管理課からは、第 43 号議案 令和 3 年度吉田町一般会計補正予算（第 5 号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書、令和 3 年度吉田町一般会計補正予算（第 5 号）の 1 ページを御覧ください。

まず、第 1 条でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3,189 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 113 億 4,836 万 2,000 円とするものでございます。

また、第 2 項にございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正のとおり、お認めいただくものでございます。

以上が、今回の補正予算の内容でございますが、今回の補正予算は、新型コロナウイルスワクチンの高齢者向け接種の促進対策のほか、参議院議員補欠選挙に係る予算を計上するものでございます。

それでは、引き続き、その詳細を別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和 3 年度吉田町一般会計補正予算（第 5 号）に関する説明書の 3 ページを御覧ください。

まず初めに、歳入から御説明いたします。

14 款国庫支出金につきましては、2,174 万 6,000 円の増額でございます。これは、2 項 3 目衛生費国庫補助金におきまして、新型コロナウイルスワクチンの高齢者向け接種の加速化に伴い、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費 2,174 万 6,000 円を増額するものでございます。

続きまして、15 款県支出金につきましては、1,014 万 5,000 円の増額でございます。これは、3 項 1 目総務費県委託金におきまして、本年 10 月 24 日に執行予定の参議院議員補欠選挙に係る委託金といたしまして参議院議員選挙費 1,014 万 5,000 円を計上するものでございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

4 ページを御覧ください。

2 款総務費につきましては、1,014 万 5,000 円の増額でございます。これは、4 項 5 目参議院議員選挙費におきまして、参議院議員補欠選挙に係る経費 1,014 万 5,000 円を計上するものでございます。

5 ページを御覧ください。

4 款衛生費につきましては、2,174 万 6,000 円の増額でございます。これは、1 項 2 目予防費におきまして 2,174 万 6,000 円を増額するもので、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費につきましては、医師や看護師、コールセンター等の人材派遣委託料など新型コロナウイルスワクチンの高齢者向け接種の加速化に伴う追加的経費といたしまして合計 2,174 万 6,000 円の事業費を増額するものでございます。

以上が、第 43 号議案 令和 3 年度吉田町一般会計補正予算（第 5 号）についての内容でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 以上で上程議案の説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩中に全員協議会を開催いたしますので、議員及び当局の皆さんは第 2 会議室にお集まりください。

再開は、全員協議会終了後といたします。

休憩 午前 9 時 12 分

再開 午前 10 時 07 分

○議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。ただいまの出席議員数は 13 名です。

◎議案第 4 2 号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第3、第42号議案 吉田町手数料条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

それでは、採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第4、第43号議案 令和3年度吉田町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これから第43号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入全体についての質疑を行います。引き続き、歳出は款別に質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑については、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出に入ります。

2款総務費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、本議案の質疑を終結したいと思います。まだ疑義があるようでしたら全般にわたり質疑を許可いたしますが、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

以上で第 43 号議案についての質疑を終わります。

これから第 43 号議案について討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎町長挨拶

○議長（大石 巖君） 以上で令和 3 年第 3 回吉田町議会臨時会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 御苦労さまでした。しっかりお休みください。

◎議長挨拶

○議長（大石 巖君） 本臨時会におきましては、予定された議事が終了し、無事閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚くお礼を申し上げます。

◎閉会の宣告

○議長（大石 巖君） これで令和 3 年第 3 回吉田町議会臨時会を閉会いたします。

御協力、ありがとうございました。

閉会 午前10時10分